

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

越谷野田線	路線名
越谷市大字増林字根通三四六四番七地先から 越谷市大字増林字根通三五一七番三地先まで	供用開始の区間
平成三十年八月二十四日	供用開始の期日
	備考